

2020年3月
食品衛生分科会

文書による報告事項
に関する資料

(3) 文書による報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

・ 文書による報告事項の概要	1
・ イソフェタミド (適用拡大申請・インポートトレランス申請)	2
・ シクラニリプロール (適用拡大申請・インポートトレランス申請)	7
・ 1, 3-ジクロロプロペン (適用拡大申請)	1 2
・ ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート (適用拡大申請)	1 7
・ テブコナゾール (適用拡大申請)	2 2

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
イソフェタミド （農薬/殺菌剤） （別紙1）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	農薬：ぶどう、豆類等	ADI:0.053 mg/kg 体重/日 ARfD:3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 11.5% 幼小児（1～6歳） 27.3% 妊婦 10.9% 高齢者（65歳以上） 12.9% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
シクラニリプロール （農薬/殺虫剤） （別紙2）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	農薬：りんご、なし等	ADI:0.012 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 29.9% 幼小児（1～6歳） 42.7% 妊婦 27.5% 高齢者（65歳以上） 37.3%
1,3-ジクロロプロペン（農薬/殺虫剤） （別紙3）	適用拡大申請	農薬：はくさい、ほうれんそう等	ADI:0.02 mg/kg 体重/日 ARfD:0.2 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 0.4% 幼小児（1～6歳） 0.8% 妊婦 0.4% 高齢者（65歳以上） 0.5% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート（農薬/土壌くん蒸剤） （別紙4）	適用拡大申請	農薬：キャベツ、はくさい等	メチルイソチオシアネート（グループとして） ADI:0.004 mg/kg 体重/日 ARfD:0.1 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 20.9% 幼小児（1～6歳） 40.4% 妊婦 20.3% 高齢者（65歳以上） 23.9% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
テブコナゾール（農薬/殺菌剤） （別紙5）	適用拡大申請	農薬：小麦、大麦等	ADI:0.029 mg/kg 体重/日 ARfD:0.3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 18.8% 幼小児（1～6歳） 39.3% 妊婦 17.5% 高齢者（65歳以上） 21.0% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
小豆類	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(あずき)
えんどう	0.05	0.05	○			(小豆類参照)
そら豆	0.05	0.05	○			(小豆類参照)
その他の豆類	0.05	0.05	○			(小豆類参照)
キャベツ	9		申			0.30~4.92(n=6)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20	○	7		0.25,12.4(¥)(サラダ菜)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
トマト	6		申			1.27~2.40(n=6)(ミニトマト)
なす	2		申			0.32~1.10(n=6)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.39,0.45(¥)
メロン類果実(果皮を含む。)	2		申			0.48,0.53,0.84
未成熟えんどう	20	20	○	0.6		1.46,11.2(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	2		IT	0.6	1.50	米国 【米国スナップピーン(0.031~0.325(#)(n=7))、グリーンピース(<0.01~0.87(#)(n=3))】
えだまめ	2		IT	0.6	1.50	米国 【米国スナップピーン、グリーンピース参照】
その他の野菜	2		IT	0.6	1.50	米国 【米国スナップピーン、グリーンピース参照】
みかん(外果皮を含む。)	7		申			1.65~2.85(n=6)
なつみかんの果実全体	4		申			0.88,1.41,1.51
レモン	7		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	7		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	7		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
ライム	7		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
その他のかんきつ類果実	7		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	0.6		IT	0.6	0.60	米国
日本なし	0.6		IT	0.6	0.60	米国
西洋なし	0.6		IT	0.6	0.60	米国
マルメロ	0.6		IT	0.6	0.60	米国
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.6		IT	0.6	0.60	米国
もも(果皮及び種子を含む。)	5		申	3		1.20,1.30,1.95
ネクタリン	3		IT	3	3.0	米国
あんず(アブリコットを含む。)	3		IT	3	0.80	米国
すもも(プルーンを含む。)	0.8		申・IT	0.8	0.80	米国
うめ	8		申	3		0.77,2.69,3.46
おうとう(チェリーを含む。)	10		申	4		2.06,3.44(¥)
いちご	7	4	申	4		2.09,2.10,2.20
ラズベリー	4		IT	3	4.0	米国 【0.202~1.59(#)(n=5)(米国)】
ブラックベリー	4		IT	3	4.0	米国 【ラズベリー参照】
ブルーベリー	5	4	IT	5.0	5.0	米国 【0.184~3.59(#)(n=10)(米国)】
クランベリー	5	4	IT	4	5.0	米国 【ブルーベリー参照】
ハuckleベリー	5		IT	5.0	5.0	米国 【ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	10	4	IT	4	10.0	米国 【米国キウイ (<0.01,0.889,3.80(#))】
ぶどう	10	10	○	3		0.96,4.93(¥)
かき	1		申	0.6		0.04~0.49(n=6)
キウイ(果皮を含む。)	10		IT		10.0	米国 【米国キウイ参照】
グアバ	5		IT		5.0	米国 【米国ブルーベリー参照】
パッションフルーツ	10		IT		10.0	米国 【米国キウイ参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
その他の果実	10		IT		10.0	米国	【米国キウイー参照】
ごまの種子	0.02		IT		0.015	米国	【米国なたね(＜0.010～0.011(n=17))】
なたね	0.02		IT	0.01	0.015	米国	【米国なたね参照】
その他のオイルシード	0.02		IT		0.015	米国	【米国なたね参照】
アーモンド	0.01			0.01			
その他のスパイス	40		○・申・IT		0.015	米国	9.8～12.0(n=6)(みかん果皮)
その他のハーブ	0.02		IT		0.015	米国	【米国なたね参照】
牛の筋肉	0.02			0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02			0.02			
牛の脂肪	0.02			0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02			0.02			
牛の肝臓	0.07			0.07			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07			0.07			
牛の腎臓	0.07			0.07			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07			0.07			
牛の食用部分	0.07			0.07			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07			0.07			
乳	0.01			0.01			
鶏の筋肉	0.01			0.01			
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01			
鶏の脂肪	0.01			0.01			
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01			
鶏の肝臓	0.01			0.01			
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01			
鶏の腎臓	0.01			0.01			
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01			
鶏の食用部分	0.01			0.01			
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01			
鶏の卵	0.01			0.01			
すもも(乾燥させたもの)				3			※
干しぶどう				7			※
なたね油(注1に限る。)				0.03			※

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

注1) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

※) 加工食品である「すもも(乾燥させたもの)」、「干しぶどう」及び「なたね油(注1に限る)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはすもも(乾燥させたもの)、干しぶどう及びなたね油(注1に限る。)の加工係数をそれぞれ4.0、2.3及び2と算出している。

答申（案）

イソフェタミド

今回基準値を設定するイソフェタミドとは、農産物にあつてはイソフェタミドをいい、畜産物にあつてはイソフェタミド及び代謝物C【2-(3-メチル-4-[2-メチル-2-(3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド)プロピオニル]フェノキシ)プロピオン酸】をイソフェタミドに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.05
えんどう	0.05
そら豆	0.05
その他の豆類 ^{注2)}	0.05
キャベツ	9
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20
たまねぎ	0.05
トマト	6
なす	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
メロン類果実(果皮を含む。)	2
未成熟えんどう	20
未成熟いんげん	2
えだまめ	2
その他の野菜 ^{注3)}	2
みかん(外果皮を含む。)	7
なつみかんの果実全体	4
レモン	7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	7
グレープフルーツ	7
ライム	7
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	7
りんご	0.6
日本なし	0.6
西洋なし	0.6
マルメロ	0.6
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.6
もも(果皮及び種子を含む。)	5
ネクタリン	3
あんず(アプレコットを含む。)	3
すもも(プルーンを含む。)	0.8
うめ	8
おうとう(チェリーを含む。)	10
いちご	7
ラズベリー	4
ブラックベリー	4
ブルーベリー	5
クランベリー	5

食品名	残留基準値 ppm
ハuckleベリー	5
その他のベリー類果実 ^{注5)}	10
ぶどう	10
かき	1
キウイ(果皮を含む。)	10
グアバ	5
パッションフルーツ	10
その他の果実 ^{注6)}	10
ごまの種子	0.02
なたね	0.02
その他のオイルシード ^{注7)}	0.02
アーモンド	0.01
その他のスパイス ^{注8)}	40
その他のハーブ ^{注9)}	0.02
牛の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注10)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07
牛の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07
牛の食用部分 ^{注11)}	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注12)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分 ^{注13)}	0.01
鶏の卵	0.01

- 注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注5)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注6)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アブリコットを含む。)、すもも(ブルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注7)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 注8)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注9)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注10)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注11)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注12)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

農薬名

シクラニプロール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	15		IT		15: 米国	【米国からしな(1.41～5.90(#)(n=5))】
かぶ類の葉	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】
クレソン	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】
はくさい	1		IT		1.0: 米国	【米国ブロッコリー(0.110～0.661(#)(n=10))】
キャベツ	1		IT		1.0: 米国	【米国ブロッコリー参照】
芽キャベツ	1		IT		1.0: 米国	【米国ブロッコリー参照】
ケール	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】
きょうな	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】
カリフラワー	1		IT		1.0: 米国	【米国ブロッコリー参照】
ブロッコリー	1		IT		1.0: 米国	【米国ブロッコリー参照】
その他のあぶらな科野菜	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】
エンダイブ	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】
しゅんぎく	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】
その他のきく科野菜	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】
パセリ	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】
トマト	0.2		IT		0.20: 米国	【米国pepper(0.014～0.101(#)(n=12))】
ピーマン	0.2		IT		0.20: 米国	【米国pepper参照】
なす	0.2		IT		0.20: 米国	【米国pepper参照】
その他のなす科野菜	0.2		IT		0.20: 米国	【米国pepper参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2		IT		0.15: 米国	【米国カンタローブ(0.014～0.087(#)(n=10))】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2		IT		0.15: 米国	【米国カンタローブ参照】
すいか(果皮を含む。)	0.2		IT		0.15: 米国	【米国カンタローブ参照】
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2		IT		0.15: 米国	【米国カンタローブ参照】
その他のうり科野菜	0.2		IT		0.15: 米国	【米国カンタローブ参照】
ほうれんそう	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】
オクラ	0.2		IT		0.20: 米国	【米国pepper参照】
みかん(外果皮を含む。)	0.6		申			0.11～0.32(n=6)
なつみかんの果実全体	0.4		申			0.02,0.12,0.17
レモン	0.6		申			(温州みかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.6		申			(温州みかん参照)
グレープフルーツ	0.6		申			(温州みかん参照)
ライム	0.6		申			(温州みかん参照)
その他のかんきつ類果実	0.6		申			(温州みかん参照)
りんご	0.3	0.3	○			0.06～0.12(n=6)
日本なし	0.3	0.3	○			0.06～0.16(n=6)
西洋なし	0.3	0.3	○			(日本なし参照)
マルメロ	0.3		IT		0.30: 米国	【米国西洋なし(0.037～0.142(#)(n=9))】
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.3		IT		0.30: 米国	【米国西洋なし参照】
もも		0.05	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	1		○・IT		1.0: 米国	【米国おうとう(0.082～0.562(#)(n=6))】
ネクタリン	1	0.5	○・IT		1.0: 米国	【米国おうとう参照】
あんず(アブリコットを含む。)	1		申・IT		1.0: 米国	【米国おうとう参照】
すもも(プルーンを含む。)	1	0.3	○・IT		1.0: 米国	【米国おうとう参照】
うめ	1		申・IT		1.0: 米国	【米国おうとう参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○			0.16,0.36(¥)
いちご	0.4		IT		0.4: 米国	【0.054~0.337(#)(n=9)(米国)】
ラズベリー	0.8		IT		0.8: 米国	【0.142~0.532(#)(n=5)(米国)】
ブラックベリー	0.8		IT		0.8: 米国	【米国ラズベリー参照】
ブルーベリー	2		IT		1.5: 米国	【0.100~0.999(#)(n=10)(米国)】
クランベリー	2		IT		1.5: 米国	【米国ブルーベリー参照】
ハuckleベリー	2		IT		1.5: 米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	2		IT		1.5: 米国	【米国ブルーベリー参照】
ぶどう	1	1	○			0.11~0.49(n=4)
かき	0.2		申			0.02~0.08(n=6)
キウイ(果皮を含む。)	1		IT		1: 米国	【0.012,0.240,0.491(#)(米国)】
グアバ	2		IT		1.5: 米国	【米国ブルーベリー参照】
パッションフルーツ	1		IT		1: 米国	【米国キウイ参照】
その他の果実	1		IT		1: 米国	【米国キウイ参照】
ぎんなん	0.03		IT		0.03: 米国	【米国アーモンド参照】
くり	0.03		IT		0.03: 米国	【米国アーモンド参照】
ペカン	0.03		IT		0.03: 米国	【米国アーモンド参照】
アーモンド	0.03		IT		0.03: 米国	【<0.01~0.015(#)(n=5)(米国)】
くるみ	0.03		IT		0.03: 米国	【米国アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.03		IT		0.03: 米国	【米国アーモンド参照】
茶	50	40	○			4.83~28.0(n=6)
その他のスパイス	3		申			0.53~1.24(n=6)(みかんの果皮)
その他のハーブ	15		IT		15: 米国	【米国からしな参照】

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

答申（案）

シクラニリプロール

食品名	残留基準値 ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15
かぶ類の葉	15
クレソン	15
はくさい	1
キャベツ	1
芽キャベツ	1
ケール	15
きょうな	15
チンゲンサイ	15
カリフラワー	1
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	15
エンダイブ	15
しゅんぎく	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15
その他のきく科野菜 ^{注2)}	15
パセリ	15
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
その他のなす科野菜 ^{注3)}	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.2
ほうれんそう	15
オクラ	0.2
みかん（外果皮を含む。）	0.6
なつみかんの果実全体	0.4
レモン	0.6
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.6
グレープフルーツ	0.6
ライム	0.6
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	0.6
りんご	0.3
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	0.3

食品名	残留基準値
	ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	1
あんず（アプリコットを含む。）	1
すもも（プルーンを含む。）	1
うめ	1
おうとう（チェリーを含む。）	1
いちご	0.4
ラズベリー	0.8
ブラックベリー	0.8
ブルーベリー	2
クランベリー	2
ハックルベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注6)}	2
ぶどう	1
かき	0.2
キウイー（果皮を含む。）	1
グアバ	2
パッションフルーツ	1
その他の果実 ^{注7)}	1
ぎんなん	0.03
くり	0.03
ペカン	0.03
アーモンド	0.03
くるみ	0.03
その他のナッツ類 ^{注8)}	0.03
茶	50
その他のスパイス ^{注9)}	3
その他のハーブ ^{注10)}	15

- 注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注5) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注6) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注8) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

農薬名 1,3-ジクロロプロペン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
らっかせい	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
ばれいしょ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
やまいも (長いもをいう。)	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
こんにゃくいも	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
てんさい	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
かぶ類の根	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
かぶ類の葉	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
はくさい	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
キャベツ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
ケール	0.01	0.01	○			(こまつな、きょうな、 チンゲンサイ参照)
こまつな	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
きょうな	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
チンゲンサイ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
カリフラワー	0.01		申			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	0.01		申			<0.002, <0.002, <0.002
その他のあぶらな科野菜	0.01	0.01	○			(こまつな、きょうな、 チンゲンサイ参照)
ごぼう	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
その他のさく科野菜	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(ふき)
たまねぎ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
ねぎ (リーキを含む。)	0.01	0.01	○			<0.02(根深ねぎ), <0.02(葉 ねぎ)
にんにく	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
にら	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
わけぎ	0.01	0.01	○			(根深ねぎ、葉ねぎ参照)
その他のゆり科野菜	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(らっきょう)
にんじん	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
パセリ	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
セロリ	0.01	0.01	○			<0.004(#), <0.004
みつば	0.01	0.01	○			<0.002, <0.005(#)
その他のせり科野菜	0.01	0.01	○			(パセリ、セロリ、 みつば参照)
トマト	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
ピーマン	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
なす	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
その他のなす科野菜	0.01	0.01	○			(ピーマン参照)
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
しろうり	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
すいか	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
メロン類果実	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
まくわうり	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
その他のうり科野菜	0.01	0.01	○			<0.003(#), <0.003(#)(にが うり)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
オクラ	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
しょうが	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
未成熟えんどう	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
えだまめ	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
その他の野菜	0.01	0.01	○			<0.02, <0.02(うど)
いちご	0.01	0.01	○			<0.004, <0.004
その他のハーブ	0.01	0.01	○			<0.005(#), <0.005(#)(しその花穂)
ミネラルウォーター類	0.02	0.02		0.02 ^{注)}		

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

注) WHO飲料水水質ガイドラインのガイドライン値に基づき設定。ガイドライン値とは、WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起こさない濃度を示す。

答申（案）

1,3-ジクロロプロペン

今回基準値を設定する1,3-ジクロロプロペンとは、1,3-ジクロロプロペン(E体)及び1,3-ジクロロプロペン(Z体)の和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.01
らっかせい	0.01
ばれいしょ	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.01
こんにゃくいも	0.01
てんさい	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.01
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.01
はくさい	0.01
キャベツ	0.01
ケール	0.01
こまつな	0.01
きょうな	0.01
チンゲンサイ	0.01
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.01
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	0.01
ごぼう	0.01
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.01
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.01
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.01
にんにく	0.01
にら	0.01
わけぎ	0.01
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	0.01
にんじん	0.01
パセリ	0.01
セロリ	0.01
みつば	0.01
その他のせり科野菜 ^{注4)}	0.01

食品名	残留基準値 ppm
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 ^{注5)}	0.01 0.01 0.01 0.01
きゅうり (ガーキンを含む。) かぼちゃ (スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01
ほうれんそう オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01
その他の野菜 ^{注7)}	0.01
いちご	0.01
その他のハーブ ^{注8)}	0.01
ミネラルウォーター類	0.02

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちししゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

農薬名 ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.2	0.2	○			Na : 0.005 (#), 0.03 (¥)
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.02	0.02	○			Na : <0.003, <0.003 (¥)
かんしょ	0.02	0.02	○			Na : <0.005, <0.005 (¥)
やまいも (長いもをいう。)	0.3	0.3	○			MITC : <0.005, 0.057 (¥)
こんにやくいも	0.05	0.05	○			Na : <0.01, <0.01 (¥)
てんさい	0.02	0.02	○			D : <0.005, <0.005 (#) (¥)
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の根	0.04	0.05	○			MITC : <0.01~<0.04 (n=6)
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の葉	2	2	○			D : 0.021, 0.599 (¥) (つまみ菜)
かぶ類の根	0.01	0.02	○			D : <0.005 (n=4)
かぶ類の葉	0.01	0.02	○			Na : <0.005, <0.005 MITC : <0.005, <0.005 D : <0.005 (n=4)
はくさい	0.01	0.02	○			Na : <0.005, <0.005 MITC : <0.005, <0.005 D : <0.005~<0.006 (n=4) NH4 : <0.003, <0.003 MITC : <0.005, <0.005
キャベツ	0.02	0.02	○			D, MITC : <0.005, <0.005 (¥)
ケール	0.02		申			(こまつな参照)
こまつな	0.02	0.02	○・申			D : 0.004, 0.004, 0.01
きょうな	0.3	0.3	○			Na : 0.02, 0.06 (¥) (みずな)
チンゲンサイ	0.1	0.1	○			Na : <0.01, 0.02 (¥)
カリフラワー	0.01	0.01	○			D : <0.002, <0.002 (¥)
ブロッコリー	0.03	0.03	○			Na : <0.006, <0.006 (¥)
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.2	○			D : <0.008, 0.032 (¥) (つぼみな)
ごぼう	0.05	0.05	○			MITC : <0.01, <0.01 (¥)
しゅんぎく	0.05	0.05	○			D : <0.004, 0.013 (¥)
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	0.05	0.05	○			D : <0.004~<0.02 (n=4)
その他のきく科野菜	0.1	0.1	○			D : <0.02, <0.02 (葉ごぼう)
たまねぎ	0.1	0.1	○			D : <0.02, 0.02 (¥)
ねぎ (リーキを含む。)	0.02	0.1	○			MITC : <0.005, <0.005, <0.02 (根深 ねぎ) <0.01, <0.02 (葉ねぎ) MITC : <0.005, 0.034 (#) (¥)
にんにく	0.2	0.2	○			Na : <0.005, 0.005 (¥)
にら	0.02	0.03	○・申			D : 0.015, 0.02※1
わけぎ	0.1	0.1	○			
その他のゆり科野菜	0.1	0.1	○			D : 0.013, 0.016 (¥) (らっきょう)
にんじん	0.05	0.1	○			MITC : <0.005~<0.05 (n=5)
パセリ	0.03	0.03	○			D : 0.005, 0.007 (¥)
セロリ	0.01	0.01	○			D : 0.002, 0.002 (¥)
みつば	0.1	0.1	○			D : <0.02, <0.02 (¥)
その他のせり科野菜	0.2	0.2	○			D : <0.04, <0.04 (¥) (あしたば)
トマト	0.5	0.5	○			D : <0.02, 0.111 (¥)
ピーマン	0.1	0.1	○			D : <0.02, <0.02 (¥)
なす	0.05	0.05	○			MITC : <0.005, 0.012 (¥)
その他のなす科野菜	0.02	0.02	○			D : <0.004, <0.004 (¥) (ししとう)
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.08	0.05	○			D : <0.002~0.042 (n=12)※2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.1	0.1	○			D : 0.018, 0.022 (¥)
すいか	0.05	0.05	○			MITC : <0.005, 0.009 (¥)
メロン類果実	0.02	0.02	○			Na : <0.005, <0.005 (¥)
その他のうり科野菜	0.1	0.1	○			MITC : <0.005, <0.005 (¥) D : <0.01, 0.02 (¥) (にがうり)
ほうれんそう	0.1	0.2	○			Na : 0.004~0.044 (n=4)
しょうが	0.1	0.1	○			D : <0.02, <0.02 (¥)

農薬名 ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
未成熟えんどう	0.1	0.1	○			D : 0.006, 0.018(¥) (さやえんどう)
未成熟いんげん	0.02	0.02	○			D : <0.004, <0.004(¥)
えだまめ	0.05	0.05	○			D : <0.009, <0.009(¥)
その他の野菜	0.1	0.1	○			(未成熟えんどう参照)
いちご	0.02	0.02	○			MITC : <0.005, <0.005(¥)
その他のハーブ	0.3	0.1	○・申			D : <0.01, 0.09(¥) (しそ)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

作物残留試験成績等については、ダゾメット(D)、メタムアンモニウム(NH₄)、メタムナトリウム(Na)及びメチルイソチオシアネート(MITC)の内、最大残留濃度が認められた剤の試験成績をMITCに換算した値で表している。

※1 使用量が20 kg/10 aの圃場A、Bと30 kg/10 aの圃場A、Bとは同一圃場なので、それぞれの圃場の平均値0.015及び0.02を記載した。

※2 きゅうりについてはプロポーショナルティ (proportionality) の原則に基づき、処理量の比例性を考慮して換算した。

答申（案）

ダズメット、メタム及びメチルイソチオシアネート

今回基準値を設定するダズメット、メタム及びメチルイソチオシアネートとは、メチルイソチオシアネートをいう。ただし、ダズメット及びメタム由来のメチルイソチオシアネートを含めたものとする。

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
かんしょ	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.3
こんにゃくいも	0.05
てんさい	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.04
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	2
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.01
はくさい	0.01
キャベツ	0.02
ケール	0.02
こまつな	0.02
きょうな	0.3
チンゲンサイ	0.1
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.03
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	0.2
ごぼう	0.05
しゅんぎく	0.05
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.05
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.1
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	0.02
にんにく	0.2
にら	0.02
わけぎ	0.1
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	0.1
にんじん	0.05
パセリ	0.03
セロリ	0.01
みつば	0.1
その他のせり科野菜 ^{注4)}	0.2
トマト	0.5
ピーマン	0.1
なす	0.05
その他のなす科野菜 ^{注5)}	0.02
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.08
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1
すいか	0.05
メロン類果実	0.02

食品名	残留基準値 ppm
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.1
ほうれんそう	0.1
しょうが	0.1
未成熟えんどう	0.1
未成熟いんげん	0.02
えだまめ	0.05
その他の野菜 ^{注7)}	0.1
いちご	0.02
その他のハーブ ^{注8)}	0.3

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米（玄米をいう。）	0.05	0.05				※1
小麦	2	2	○	0.15		0.14, 0.66(¥)
大麦	3	3	○	2		1.04, 1.44(¥)
ライ麦	0.2	0.2		0.15		
とうもろこし	0.6	0.6		0.6		
そば	0.05	0.05				※1
その他の穀類	2	2		2		
大豆	0.2	0.3	○	0.15		0.02, 0.04, 0.06
小豆類	0.5	0.5	○	0.3		0.06, 0.14(¥)
えんどう	0.5	0.5	○	0.3		(小豆類参照)
そら豆	0.5	0.5	○	0.3		(小豆類参照)
らっかせい	0.2	0.2		0.15		
その他の豆類	0.5	0.5	○	0.3		(小豆類参照)
ばれいしょ	0.1	0.1	○		0.1	ブラジル
やまいも（長いもをいう。）	0.01		申			【<0.02~0.04(＃) (n=15) (ブラジル)】 <0.01, <0.01, <0.01
てんさい	0.1	0.1	○		0.1	豪州
さとうきび	0.1	0.1				【<0.01~0.07(＃) (n=6) (豪州)】
キャベツ	3	3	○	1		0.61, 1.45(¥)
芽キャベツ	0.3	0.5		0.3		
カリフラワー	0.05	0.05		0.05		
ブロッコリー	0.2	0.3		0.2		
アーティチョーク	0.6	0.6		0.6		
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	5	5		5		
たまねぎ	0.2	0.2	○	0.15		0.02, 0.04(¥)
ねぎ（リーキを含む。）	0.7	0.7	○	0.7		
にんにく	0.1	0.1	○	0.1		
にら	10	10	○			4.24, 5.52(¥)
アスパラガス	0.02	0.05		0.02		
わけぎ	2	2	○			<0.05~0.66(n=4)
その他のゆり科野菜	10	10	○	2		3.86, 3.87(¥) (花にら)
にんじん	0.6	0.6		0.4	0.6	ブラジル
セロリ	0.3	0.3				【<0.1~0.19(＃) (n=6) (ブラジル)】 【0.11, 0.21(EU)】 ※2
トマト	1	1		0.7		※1
ピーマン	1	1		1		
なす	0.1	0.5		0.1		
その他のなす科野菜	5	5			5	韓国
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2		0.2		
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2		0.2		
すいか		0.1				
すいか（果皮を含む。）	0.2				0.15	EU
メロン類果実		0.1				
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2			0.15	0.2	EU
しょうが	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05(¥) (＃)
未成熟えんどう	3	0.5		3		
未成熟いんげん	3	0.5		3		
えだまめ	3	0.5		3		
その他の野菜	10	0.5	○・申	3		1.58, 4.78(¥) (かき(葉))

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん		0.2				
みかん (外果皮を含む。)	3		○			0.73, 1.48(¥)
なつみかんの果実全体	5	5	○			1.22, 2.20(¥)
レモン	5	5	○			(なつみかん参照)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(なつみかん参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(なつみかん参照)
ライム	5	5	○			(なつみかん参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			(なつみかん参照)
りんご	1	1	○	1		
日本なし	5	5	○	1		1.06, 1.68(¥)
西洋なし	5	5	○	1		(日本なし参照)
マルメロ	1	1				※3
びわ		0.5				
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.5					※3
もも		1				
もも (果皮及び種子を含む。)	2		○	2		0.80, 0.96(¥)
ネクタリン	5	5	○	2		0.63, 1.53(¥)
あんず (アプリコットを含む。)	2	2	○	2		0.68, 0.76(¥)
すもも (プルーンを含む。)	2	3	○	1		0.32, 0.76(¥)
うめ	3	3	○			0.22, 1.30(¥)
おうとう (チェリーを含む。)	7	5	○	4		1.32~3.19(n=4)
その他のベリー類果実	2	2		1.5		
ぶどう	10	10	○	6		0.78, 3.94(¥)
かき	1	1	○			0.39, 0.48(¥)
バナナ	2	0.2		1.5		
パパイヤ	2	2		2		
マンゴー	0.1	0.1		0.05	0.1	ブラジル
パッションフルーツ	0.1	0.1		0.1		【<0.05~0.09(¥) (n=10) (ブラジル)】
その他の果実	2	2	○	0.05	1.6	米国
						【米国ライチ (0.47, 0.92, 0.98(¥))】
ひまわりの種子	0.1	0.2		0.1		
綿実	2	2		2		
なたね	0.3	0.3		0.3		
ぎんなん	0.05	0.05		0.05		
くり	0.05	0.05		0.05		
ペカン	0.05	0.05		0.05		
アーモンド	0.05	0.05		0.05		
くるみ	0.05	0.05		0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05		
茶	80	50	○			13.0, 22.3, 37.8(荒茶)
コーヒー豆	0.2	0.2		0.1	0.2	ブラジル
						【<0.01~0.05(¥) (n=15) (ブラジル)】
ホップ	40	40	○	40		
その他のスパイス	15	15	○			2.60, 7.84(¥) (みかん果皮)
その他のハーブ	2	2	○	0.15		0.41, 0.98(¥) (あさつき)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.05				(牛の筋肉参照)
豚の脂肪	0.05	0.05				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05				(牛の筋肉参照)
牛の肝臓	0.2	0.2		0.2		
豚の肝臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2		0.2		
牛の腎臓	0.2	0.2		0.2		
豚の腎臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		0.2		
牛の食用部分	0.2	0.2		0.2		
豚の食用部分	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2		0.2		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.05				(鶏の筋肉参照)
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05				(鶏の筋肉参照)
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		
すもも (乾燥させたもの)		3		3		

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

※1 海外において基準値が設定されていることを考慮し、ポジティブリスト制度導入前に設定された基準値(現行基準値)を維持することとした。

※2 セロリの現行基準については、過去のインポートトランス申請で、記載の作物残留試験データから当時のEU基準値を参照して基準値を設定した。現在のEU基準値は0.5 ppmが設定されているが、現時点でインポートトランス申請がなされていないことから、現行基準値を維持することとした。

※3 かつて国際基準が設定されていたものであるが、現在は国際基準は設定されていない。海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行基準値を維持することとした。

答申（案）

テブコナゾール

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.05
小麦	2
大麦	3
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.6
そば	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	2
大豆	0.2
小豆類 ^{注2)}	0.5
えんどう	0.5
そら豆	0.5
らっかせい	0.2
その他の豆類 ^{注3)}	0.5
ばれいしょ	0.1
やまいも（長いもをいう。）	0.01
てんさい	0.1
さとうきび	0.1
キャベツ	3
芽キャベツ	0.3
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.2
アーティチョーク	0.6
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	5
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.7
にんにく	0.1
にら	10
アスパラガス	0.02
わけぎ	2
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	10
にんじん	0.6
セロリ	0.3
トマト	1
ピーマン	1
なす	0.1
その他のなす科野菜 ^{注5)}	5

食品名	残留基準値 ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
しょうが	0.2
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	3
えだまめ	3
その他の野菜 ^{注6)}	10
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	5
りんご	1
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	5
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	3
おうとう（チェリーを含む。）	7
その他のベリー類果実 ^{注8)}	2
ぶどう	10
かき	1
バナナ	2
パパイヤ	2
マンゴー	0.1
パッションフルーツ	0.1
その他の果実 ^{注9)}	2
ひまわりの種子	0.1
綿実	2
なたね	0.3

食品名	残留基準値 ppm
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注10)}	0.05
茶	80
コーヒー豆	0.2
ホップ	40
その他のスパイス ^{注11)}	15
その他のハーブ ^{注12)}	2
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注14)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.01
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
すもも (乾燥させたもの)	3

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプレコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注15)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。